

1. 開会	
池田指導官	<p>ただ今から、「長崎地方最低賃金審議会 第1回専門部会」を開会いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、第2回本審に引き続いての開催となりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入るまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、専門部会の委員の出席状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>本日は、専門部会委員9名の内、9名の委員にご出席いただいておりますので、審議会令第6条第6項の規定に基づく、専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
2. 議題	
(1) 部会長・部会長代理の選出について	
池田指導官	<p>それではまず、「部会長・部会長代理の選出」に移らせていただきます。</p> <p>部会長、並びに部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項により、「公益委員の内から委員が選挙する」と規定されております。</p> <p>従前から、公益委員の皆様にご協議いただき、部会長、並びに部会長代理の候補者を選出し、部会の承認を得て、決定しているところでございますが、本年度におきましても、同様の取り扱いでお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
池田指導官	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本年度の協議の結果につきまして、事務局よりご報告いたします。</p>
山本室長	<p>先般、公益委員の皆様でご協議いただいた結果、お手元にお配りしております資料1ページの「長崎県最低賃金専門部会委員名簿」(案)のとおり、林委員を部会長に、伊東委員を部会長代理の候補者として選出する公益委員案をお預かりしております。以上です。</p>

池田指導官	ただ今、ご報告申し上げましたように、部会長を林委員に、部会長代理を伊東委員に、お願いすることとしてよろしいでしょうか。
各委員	<異議なし>
池田指導官	ご異議がないようですので、当専門部会の部会長に林委員を、部会長代理に伊東委員を選出することにつきまして、ご了承いただいたことをご報告いたします。 それでは、林部会長にご挨拶をいただきまして、以後の議事進行をお願いいたします。
3. 部会長挨拶 林部会長	皆様、改めまして、こんにちは。 ただ今、専門部会長に選出いただきました林と申します。 委員の皆様のご協力をいただきまして、円滑に審議を進めさせていただき、また、全会一致の結論が得られますように、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
4. 議題 (1) 長崎県最低賃金基礎調査結果等について 林部会長	議題の(1)、「長崎県最低賃金基礎調査結果等」について、事務局より説明をお願いします。
山本室長	それでは、お手元に配布しております別冊資料の「長崎県最低賃金基礎調査結果」をご覧ください。 この資料は、令和6年の「最低賃金基礎調査」の「総括表」です。 まず表紙の次のページになりますが、右上の欄外に、「産別適用除外含む全労働者」とありますように、全産業の全労働者を対象としたものであり、一番上の段を見ていただきますと、左から、「規模別」、「地域別」、「年齢別」の集計結果を表示しております。 左上の「合計欄」にある189,540という数値は、復元した労働者数になります。 1円毎の刻みに、各行の累積労働者数と累積構成比が示されております。

すが、5ページの5行目の1,000円から1,099円までは10円毎の刻み、1,100円から2,000円までは100円毎の刻みとなっています。

表の左から3番目の列に「規模別」とありますが、9人まで、29人まで、99人までと、3つの区分に分けて示しております。

なお、労働者数100人以上の事業場は調査対象外としております。

また、一番右の列に「年齢別」とありますが、ここは年齢ごとの分布を示しています。

6ページの「最低賃金基礎調査結果（労働者による復元）」につきましては、先程説明しました「総括表」の左から1列目、2列目に記載されております数字を、見やすく「一覧表」にまとめ直したものです。

8ページのグラフにつきましては、先程の「総括表」の数字をグラフに直したものです。

但し、横軸の金額の刻みについては、1円ではなく10円毎の刻みとなっております。1,000円以上のところは、100円毎の刻みとなっております。

「棒グラフ」は、それぞれの金額の範囲の「労働者数」、「折れ線グラフ」は、「累積度数分布」となっております。

この棒グラフを見ますと、最初の労働者の山が、最低賃金近傍である900円から909円の範囲の賃金額のところに見られ、次の山は950円から959円の賃金額にも山が見られる状況となっております。

1,000円以上のところの山は、先程説明しましたように、100円毎の刻みとなっておりますので、棒グラフが一気に高くなっています。

次の、9ページの資料につきましては、「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係」を示したものになります。

表の上から4行目には、「未満率」が記載されておりますが、今年度の未満率は1.9%となっており、これは、時給898円に達していない労働者が、統計上、全体で1.9%いるということを示しております。

この表は、現在の最低賃金である898円から、1円毎に70円まで上げた場合、どの程度、影響する労働者数があるかを、「影響率」と「未満労働者数」で示したものとします。

具体的には、仮に長崎県最低賃金を目安どおり50円引上げて948円とする場合、影響率は23.3%、未満労働者数は44,082人いるという見方になります。

以上が「基礎調査」結果となります。

続きまして、資料の37ページ、資料番号4になります。

毎年、1月から3月にかけて、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導」を実施しておりますが、この資料は、その結果を取りまとめたものです。

	<p>資料の40ページに「長崎局版の監督指導結果」を添付しております。業種別違反状況や違反事業場の認識状況などを取りまとめております。</p> <p>続きまして、41ページの資料番号5「長崎労働局業務改善助成金の実績」です。</p> <p>この資料は、長崎局における令和元年度から令和5年度までの「業務改善助成金」の申請件数、交付件数等を一覧表にまとめたものになります。</p> <p>また、交付件数の地域別内訳もわかるように作成しています。</p> <p>次ページの表は、平成27年度以降令和6年5月までの全国の申請件数、交付決定件数を月別に一覧表示したものになります。</p> <p>43ページの資料番号5は、長崎市の消費者物価指数の推移になります。資料についての説明は以上です。</p>
林部会長	<p>ただ今、事務局より説明いただいた「基礎調査結果」等について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
峯下委員	<p>昨年と同じ質問をさせていただきます。</p> <p>別冊資料の基礎調査結果の3ページですけど、例えば50円のところを見ると948円になると思いますが、ここで影響率が(23.4%)と書いています。これを踏まえて9ページの右側50円を見てみると、同じ948円で23.3%と書いているんですが、この見方を教えてください。</p>
山本室長	<p>948円のところですか。</p>
峯下委員	<p>3ページの947円では、23.3%と記載されています。</p>
山本室長	<p>947円だったら23.3%ですね。</p>
峯下委員	<p>3ページには948円で23.4%、9ページには23.3%と記載されていますので、この見方を教えてください。</p>
山本室長	<p>3ページの表は未満率なので、1つ前の行を見ていただくことになります。</p>
峯下委員	<p>そう見るんですね。分かりました。それから、別冊資料でないほうにある、業務改善助成金の申請と交付決定件数一覧表(42ページ)ですが、令和5年度はどこを見たら良いですか。具体的には何件ですか。</p>

山本室長	これは、全国版になります。
峯下委員	全国版なんですね。わかりました。
山本室長	地方版が必要でしょうか。
峯下委員	その数字は持っていますので結構です。
山本室長	承知しました。
林部会長	その他、ご意見はございますか。
(2) 長崎県 最低賃金の 改正について 林部会長	<p>それでは、次の議題（2）、「長崎県最低賃金の改正について」でござ います。</p> <p>最低賃金法第9条第2項の3要素、本審で行われた参考人意見聴取、 事業場実施視察結果、先程の議題の（1）の長崎県最低賃金基礎調査結 果等をはじめ各種の統計調査結果や資料などを踏まえ、第2回本審にお いて伝達がありました中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解 及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を参酌しつつ、最低 賃金法第1条の目的に沿い、長崎県最低賃金の改正の審議を行い、でき れば全会一致の結論を得たいと思っております。</p> <p>専門部会の委員の皆様よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局より、全国の答申状況についても し情報があれば説明をお願いします。</p>
山本室長	本日現在、情報はございません。
林部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では議事に入ります。</p> <p>本日は第1回目の専門部会です。</p> <p>まず、労使双方から、本年度の審議に向けた基本的な考え方、できま したら、具体的な今後の協議の出発点となる金額の提示等を、お聞かせ いただければと思います。よろしいでしょうか。</p>

種村委員	<p>それでは慣例にならしまして、労働者側委員よりお願いいたします。</p> <p>労働者側委員の種村です。</p> <p>労働者側としての基本的な考え方でございます。</p> <p>総括的見解ということで、賃上げを社会全体に広げていくことが重要だと考えております。</p> <p>昨年ですけど、春の賃上げ同様に最低賃金改定もそれまでと比較すれば大幅な賃上げが行われ、今春の賃上げでも過去最高の賃上げとなっています。</p> <p>我々連合としては、日本全体としてデフレマインドを払しょくし、我が国経済社会のステージの転換を図る正念場であるという認識を持って取り組んでまいりました。多くの労使で問題意識を共有できたということで、33年ぶりの5%台の賃上げにつながったと認識しております。</p> <p>ただし、この結果は労働組合に組織された職場と限定的であり、その他多くの労働組合の無い職場で働く労働者に、最低賃金の大幅な引上げを通じ、社会全体へ広げていくことが大切だと考えております。</p> <p>次に、本県の労働者の生活は厳しいままであるため、期待の持てる改定にしたいということでございます。過去最高の賃上げの一方で、物価上昇はそれを上回り実質賃金はマイナスを続けています。労働者の生活は厳しさを増しており、報道では今日から食品642品目が値上げという報道があっておりました。日を迫うごとに、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい状況です。やはり労働者側としては、生計費を重視した改定額を追求していきたいと考えます。</p> <p>また、今年度の審議における新聞テレビ各社の報道や、知事名で意見書を出されたことを踏まえると、社会全体の期待の大きさは昨年以上であると意識しています。正直なところ、春闘を終えた今、県内労働者の多くは「うちの会社は上がっていない。」という、そういう現実もあります。そういう状況だからこそ、県民に向けて「私たちの賃金も上がる」という明確なメッセージを発信すべきだと考えます。</p> <p>続いて、補強的見解ということで、地域間格差の是正が必要と、地域における自主性を発揮したいと考えております。中央最低賃金審議会において目安が示されました。額で過去最高であったことは歓迎しますが、地域間格差の是正として額差が示されなかったことは、残念というふうに言わざるを得ません。</p> <p>また、昨年の審議を振り返ればランクの見直しの影響も少なからずありますが、Cランクにおいて隣県との競争が始まったと認識しています。昨年24の審議会で目安を超えた引上げが決定されたように、今年度においても、地方における自主性を発揮したいと考えています。</p>
------	---

そして、連合が掲げる「だれもが1,000円」を早期に実現したいと考えます。地域別最低賃金は生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ上げていかねばならないというのが基本的スタンスでございます。毎年訴えていますが、連合のリビングウェッジ、長崎県で1,060円、これを下回っており、絶対額として最低生計費をまかなえていないと考えています。

昨年の改定以降も消費者物価指数は高水準で推移しており、最低賃金近傍の労働者や世帯年収の低い層の生活を間違いなく圧迫しているという状況です。労働単価の価格転嫁は道半ばということで、中小零細への支援も必要だというふうに考えています。

先日発表された日本銀行長崎支店の7月の金融経済概況では、県内の景気は13か月連続で「緩やかに回復している」という状況、「通常の支払い能力」については労側としては問題ないというふうに考えています。

あえて課題とすれば、連合長崎の賃上げの結果を見ても、これまでもあった大手と中小の格差に加え、中小の中でも格差が生じているということには注視しています。中小零細事業所に賃上げを広めるためには、賃上げのための環境整備として昨年より労使でも共有されていると思いますが、労務費の価格転嫁が重要であり、絶対条件であるというふうに考えています。むしろ、価格転嫁が思うように進んでいない中小零細事業所にとっては、この最低賃金の改定そのものが、労働単価の積算根拠となり価格転嫁の交渉材料にもなり得るというふうに考えています。

加えて中小零細事業所への支援はさらに強化しなければならないとも考えており、本審議会としても国や行政に対して強く働きかけを行うべきであるし、私達も一緒に取り組んでまいりたいというふうに感じます。

次に本県の課題解決のためにも最低賃金の大幅な引上げが重要ということで、人口流出が本県の喫緊の課題であり、関東や福岡に限らず条件のいい他県への移動が活発となっています。

また、学生や若者だけに限ったことではなく、生産年齢人口の流出が止まらない状況があります。

残念ながら本県に留まっているのは、家族や親の介護など、様々な理由で移動できない層であり、そのような方の多くがやむを得ず最低賃金近傍で働いているというのが実態です。

一方、足下の募集賃金は1,000円を越えていると認識しており、最低賃金ではすでに人を集められないという状況もあると思います。

今年度でどうにかできる問題ではありませんが、長期的視点に立って本県の課題を解決するための改定審議としたいというふうに考えております。

金額提示については、次回専門部会以降というふうに考えております。

	<p>これについては、今述べた考え方を踏まえて、現在の経済状況や働く者の状況、家計に与える影響などを多角的に検討し、使側のご意見もご教示いただきながら、次回以降の金額提示としたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
林部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の労働者側委員の方から補足等ございますでしょうか。</p>
労働者側委員	<p>&lt;補足等なし&gt;</p>
林部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、使用者側委員の方から、お願いします。</p>
峯下委員	<p>使用者側委員の峯下でございます。</p> <p>まず、本審議会を通じて、県内の中小企業経営者に納得いただける最低賃金とするべく審議に臨みたいと思っております。</p> <p>長崎県の令和3年度の情報しかなかったのですが、統計データによると、県内事業所は5万事業所以上ございまして、そのほとんどが中小企業であります。</p> <p>当然なんです、最低賃金及び近傍に関わる事業者は、この審議会を見守っています。すなわち、私達使用者側委員3名もしくは5名の後ろには、県内の経営者の方々がついておられ、審議会の状況を非常に気にしていらっしゃるということです。気にしている背景はいろいろあるのですが、これについては、おいおい説明いたします。</p> <p>順不同になりますが、最近の最低賃金がデータに基づいた冷静な審議が全くされてないことについて、強く懸念しております。</p> <p>委員の皆様ならご存じのとおり、本来最低賃金は、生計費、賃金水準、賃金支払能力の3要素を総合的に勘案した理論値で審議されるものです。昔話をして申し訳ないのですが、私の諸先輩、何代も前の話らしいのですが、深夜まで掛かって0.1円、0.5円を理論値でどうやって理屈をつけるかというのをやっていました。今よりももっと1円1円を真剣に議論していました。当時は政府のご見解などもなかったのだと思います。そのため、当時は、地域別最低賃金は地方の審議会ですっきりと決定するのだという重い責任をもって審議していたということなのだと思っております。</p> <p>このことを踏まえ、使用者側委員としては、本来に立ち返ってデータをきちんと見ましようというところを本年度も申し上げたいと思っております。</p>



具体的に何が根拠かと言われると、中央最低賃金審議会でも使われた、先ほどもありましたけれども、賃金改定状況調査結果の第4表であるということです。このデータが議論の中心であるということを忘れてはいけないと思います。

先ほどの中央最低賃金審議会藤村会長のビデオメッセージにもありましたし、書類でも届いておりますが、今年が目安額についての藤村会長のご説明では、3要素の中の物価、生計費に非常に偏った目安額であるので、使用者側委員としては、納得できない部分が大いということになります。

話は変わりますが、春の賃上げの勢いをそのまま最低賃金にも反映させたいとの意見があちこちで出ておりますけれども、ちょっと整理をしておきたいと思います。

一般的な賃上げ、春の賃上げでもいいんですけど、一般的な賃上げは各社の経営判断に基づくものです。いろんな事情で潤沢に利益が出たので労働者に還元しようということもあれば、そうでないパターンもあるんでしょうが、経営判断に基づいて一般的に賃上げが行われてます。

ところが最低賃金は、各社に自由度がなく、コントロール出来ないところで法的な拘束力があるというのが一方的に各社においてくるところが大きな違いです。

セーフティネットとして、全ての企業に例外なく罰則がついて回る、適用される最低賃金の引上げと、先ほど申し上げた各企業の経営判断による賃上げを行う、この2つは意味合いが全く違うということを改めてご認識いただきたいし、私たちも認識しないといけないと思っています。最低賃金違反には罰則が付きます。

それから、春の賃上げについては、企業側の立場から言うといろいろ事情があつての賃上げになっております。

例えば、24年問題をはじめとして県下の中小・小規模事業者では人手不足が顕著で、経営が苦しいのだけれど、値上げしないと人手も確保できない、もしくは逃げていく、いわゆる防衛的な賃上げを実施している中小企業が多数で、その結果、大手のようにはいかないけれども、数%程度の防衛的賃上げの数字が集計で上がってきていて、防衛的賃上げをやっている企業と、そうではない企業と二極化していることを忘れてはならないと思います。

それから藤村会長の説明にも出てきたんですが、最低賃金を引上げるための施策として、大きく価格転嫁と助成金の話がありました。まず、価格転嫁について使用者側が見ているところをご紹介します。

本日の配布資料の5ページ目に、中小企業庁が公表した令和6年3月の「価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると…」と書いてあり

ます。

この書いている内容とほとんど同じなんですが、経団連から得た情報ですけれども、2024年3月のフォローアップ調査の全国版では、7割以上の転嫁ができない割合はコスト全般で34.9%、労務費では28.4%にとどまっています。また、約2割、19.8%の企業が全く転嫁できていないと回答しています。

取引価格の適正化については、官民を挙げて取り組みを進めているものの、道半ばの状況です。道半ばの状況というのは本日の資料5ページ目と同じです。こういう状況をわきまえておく必要があります。

最低賃金の審議にあたっては、全体の平均値としての賃上げ率と共に、賃上げに取り組めない、あるいは最低賃金引上げ分を含め、労務費等のコスト増を十分に取引価格に反映できていない企業が相当数あるという現状についても十分に認識しておかなければいけないと、使用者側委員としては思っております。

藤村会長のメッセージの中では、価格転嫁をやっていくから最低賃金を上げましょうと言われましたけれど、「鶏が先か、卵が先か」ではないですが、先取りでは困ります、という意見を言わざるを得ません。

それから、本日の資料の2ページ目に、価格転嫁についてB to Bのことはずらずらと書いてあります。企業間取引については、あれをしろ、これをしろと、言葉は悪いですが、公正取引委員会が見張っていることをたくさん書いています。それはそうでしょう。法律ですからしっかりやらないといけません。

下請けの絡みもあるでしょう。ところが、B to Cの部分がどこに書いてあるんだろうと思って良く見たら、15行目に1行だけ書いているんです。これは何ですか、と言いたくなります。

「消費者に対して、転嫁に理解を求めていくよう要望する。」誰に要望してるんですか。政府にですか。

今年3月の長崎の公労使の意見交換会に私が出席した際、労働局長もいらっしゃいました。また、公正取引委員会の九州のトップ又は代理の方も参加されておりました。県からは副

知事が出席されておりましたが、このB to Cの部分はみなさんで盛り上げていかないとはいけませんねとおっしゃって、私達経営者側は「頑張ります。そうじゃないと困りますから。」とお答えしました。

しかしながら、経営者側だけの努力ではなかなか難しいことなので、行政としても何か取り組んで欲しいとお願いしました。その時は行政側も取り組まれていきそうな雰囲気があったのですが、何か取り組まれたんでしょうか。私から見ると、取り組まれていないような気がします。本日行われた第2回本審資料9ページの9行目に、「B to C事業では相対

	<p>的に価格転嫁率が低いといった課題があるため消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。」と書いてあります。誰に要望するのでしょうか。</p> <p>その前の記述は、価格転嫁にB to Bの話だと思いますけど、一般消費者のことになると2行だけ。そんなものなんですか、と言いたいです。</p> <p>もう一つのほう、最低賃金の引上げの施策、企業側の緩和策として、業務改善助成金などが挙げられますけど、事業場視察の経営者の意見は、先ほど本審のほうであったのでここでは触れませんが、7月1日の第1回本審の資料で、昨年度の業務改善助成金の長崎県の件数が216件と見えたんですが、間違っていたら、今日でなくてもいいので訂正をお願いします。</p> <p>ただし、私が見た資料では、はっきり216件と書いてあります。先ほど私が資料の質問させていただきましたが、全国版の数字とのご回答でした。</p> <p>長崎県で業務改善助成金を使った件数は何件あるんですか。明日でもよろしいので教えていただけませんか。7月1日の第1回本審の資料では216件と見えるんですが、それが正であれば非常に少なすぎませんか。</p>
種村委員	前のページ（本日の部会資料41ページ）に書いていますよ。
峯下委員	何件ですか。
種村委員	206件です。
峯下委員	<p>206件。先ほど5万社の話もしました。ほとんどが中小企業という話もしました。</p> <p>206件が多いと見るのか、少ないと思うのか妥当とみるのか、こういう助成金を出すから最低賃金をやっけていきましょうと藤村会長が言っておられましたけど、今年はどうなるんだろうとすごく不安です。</p> <p>ちなみに206件の前の年は、2桁だったと思います、合っていればの話です。</p> <p>中央最低賃金審議会における目安額の説明において、消費者物価高騰生計費を重視したと先ほど申し上げましたけれども、企業経営においても支出コストがあります。物価高は企業にだって影響があります。そこが全く触れられていないのが、偏った理論と言わざるを得ません。</p> <p>支出費用、すなわち企業が購入費用として扱う費用ですが、原材料の高騰、光熱費の高騰、輸送費の高騰ほかもあるでしょう。そういったものを全く見てくれないのが残念でなりません。</p>

それともう一つ、中央最低賃金審議会における目安額の説明では、「通常の企業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され。」とあります。そのとおりであり従前からそう取り扱っています。

このことについて、私は思うことがありまして、毎年、これだけ大幅に最低賃金を上がってくると、個々の企業の問題ではございません。

多くの企業が賃金の支払い能力に頭を抱えているんです。私は専門家ではありませんけれど、労働分配率は中小企業ほど高いんだと思います。

70%、80%、そういう数字を出している情報も聞いたことございますけれど、企業の賃金支払い能力については気にしておかないといけないと思っています。

ちなみに、長崎県ではこの10年間で最低賃金が234円上がっています。現在の898円中の234円ですから、その前は664円くらいだと思いますけど、相当な割合だと思います。

もう一つ、視点を変えたお話をご紹介します。

2024年7月10日付け長崎新聞より、見出しが「県内上半期倒産は31件、過去10年で最多」とあります。この記事の中で何と書いてあるかというと、この調査を実施したリサーチ会社の今後の見通しのコメントが書いてあったので読み上げます。

「新型コロナウイルス支援資金返済開始や人手不足など懸念材料に加え、4月以降の3か月間の倒産が21件と急増していることから、【借り入れ過多で足腰の弱い企業を中心に息切れする企業が増えてくる可能性が高い】と分析している。廃業や倒産が増えると見込んでいます。」とあります。

本日、部会長より、具体的な金額を示すようにとご指示があったのですが、使用者側委員としても、次回第2回専門部会にて金額提示を行いたいと思っています。これだけ目安額がとてつもない数字になっていますので、発効日にこだわらずに、十分に審議を尽くしたいと思います。

最後に、労働者側委員のご発言内容にいろいろ言うつもりはございません。ただ、一つだけ違うところがございましたので、「知事の意見書」という発言がございましたが、意見書ではないという説明を個別に受けましたので、事務局の方から、地方自治法第99条に基づいてご説明をお願いします。

林部会長

知事の意見書の取扱いにつきまして、事務局からご説明いただけますでしょうか。

山本室長

資料をご紹介しますときにもご説明しましたが、最低賃金法第25条に基

	<p>づく意見書ではないということは申し上げます。</p>
林部会長	<p>峯下委員、よろしいですか。</p>
峯下委員	<p>ありがとうございます。最低賃金法第25条なんですね。</p>
山本室長	<p>公示を出している部分に関する意見書ではありません。</p>
峯下委員	<p>私が発言した地方自治法第99条は取り下げます。</p>
林部会長	<p>ありがとうございます。 他の使用者側委員から、補足などありますか。吉野委員、どうぞ。</p>
吉野委員	<p>使用者側委員、中小企業団体中央会の吉野です。 私の方からその補足というよりも、全国中央会の動きとかもありましたので、その辺を少しご紹介させていただきたいと思います。 全国中央会の方では、中小企業4団体ということで、全国中央会と日本商工会議所、東京商工会議所と全国商工会連合会という4団体で6年4月18日に共同で最低賃金に関する要望というのを公表されています。 その中身の抜粋で簡単にご紹介させていただきますと、先ほど峯下委員がおっしゃったようなこととも重なってくるんですけども、「まず第1には、中央・地方の最低賃金審議においては、法定の3要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定をすること、2つ目に最低賃金の引上げが中小企業小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響を注視すること、3つ目は、中小企業小規模事業者が自発的持続的に賃上げできる環境の整備を推進すること。4つ目に中小企業小規模事業者の人手不足につながる年収の壁問題を解消すること、5つ目が、改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保すること。」というような要望を共同で出されて、それは多分、翌19日に厚生労働省の副大臣の方に要望を出されていると思います。 こういうことを踏まえまして、こちらといたしましては、先ほど峯下委員の方からもありましたけれども、労務費のコスト増というのが十分に価格転嫁ができていないという状況がありますので、そういう、本当は賃上げもしたいけど取り組めないという企業が相当数いるということも十分に考慮していただきたいと思います。 また、地域の方でということなので、地域の実情をしっかりと踏まえて、そういうその企業の支払い能力を越えた最低賃金の過度な引上げということによる負担がないように、という部分は、ご配慮をお願いしたいと</p>

林部会長	<p>いうところで、繰り返しになりますが、明確な根拠に基づく審議のほうを改めてお願いしたいと思います。</p> <p>ただいま、労使双方から基本的な考えを伺いました。全てご紹介するわけにはいきませんので、私のメモのキーワードだけ紹介させていただきます。</p> <p>まず、労働者側の基本的考え方、主張といたしましては、生計費を重視したいということですね。</p> <p>その大きな点としては、使用者側と重なるのですが、価格転嫁問題です。これはどっちもどっちだと思います。Cランクの中での差が生じるということで、隣県を注目したい、注視ですかね。</p> <p>それともう一つ、これも労使双方ともご指摘されたのですが、地元、長崎地方の自主性あるいは責任について考えたいということだったと思います。</p> <p>他方、使用者側委員の基本的な考え方としては、3要素の理論値を無視するわけにはいかない、ということでした。中央最低賃金審議会の目安額は分かるけれども、賃金改定状況調査第4表の内容やデータを無視するのはよろしくない、というご意見です。これは確認しておきたいと思います。</p> <p>それから、人件費以外の、燃料費や電気代などコスト高が支払能力を圧迫しているというご主張だったと思います。</p> <p>他方で、人手不足に対して防衛的な賃上げも無理しているんじゃないかのご指摘をいただいたと思います。</p> <p>以上が双方の主張の整理になろうかと思います。</p> <p>今日は初回でして、双方から具体的な金額提示がございましたので、個別協議をするかというのもあるのですが、その前に全体会議の場におきまして、それぞれのご意見を受け止められたと思いますけど、この場でお互いにご質問があれば、挙げていただければと思います。</p> <p>よろしいですか。労働者側も、使用者側もよろしいですか。</p>
種村委員	<p>事務局をお願いしたいんですが、価格転嫁の長崎県の状況というのが資料がないんですが、直近のものがありますか。</p>
山本室長	<p>少しお時間いただいて、お調べしてもいいですか、</p>
種村委員	<p>はい。以前、県も出してたので、県に尋ねればいいのかもかもしれませんが、その後、出てないような気がします。県においてアンケートは実施されているようではあるんですが。</p>

	<p>申し訳ありませんが、こちらで持ち合わせていませんので、その資料があれば、お願いしたいと思います。</p>
林部会長	<p>その他、この全体会議の場で質問等ございましたら、お願いします。</p>
岩永委員	<p>労働者側委員の岩永です。 先ほど、知事の意見書の関係というご発言があったんですが、確かに最低賃金法に基づく意見書ではないということですが、これも長崎県として、物価上昇の中、生活を守る観点から賃金引上げが重要であるという考えは、やはり皆さんで共有をしておかないといけないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、そういったことで、県知事からの力強い意見が出たということは間違いのないというふうな認識であります。よろしくお願いします。</p>
峯下委員	<p>私がこだわったのはその部分ではなく、意見書というのは、行政においては、ちょっと重みが全然違います、ということです。要請文や要望書とは全然違うということをご認識くださいということをお願いしたかったんです。調べるのは簡単です。</p>
林部会長	<p>そのほか、全体会議の場でのご意見はよろしいでしょうか。それでは、個別協議に入りたいと思います。 通常は労働者側から個別協議という手順になっておりますが、それでよろしいでしょうか。 ただ、今回は金額提示がないので、個別協議を行う必要があるのか、ということもあると思うのですが。</p>
峯下委員	<p>使用者側としては、金額提示は明日の専門部会でと考えておりました。</p>
林部会長	<p>本日は、金額提示がございませんでしたのでね。</p>
深浦委員	<p>個別協議は明日でよろしいんじゃないでしょうか。</p>
林部会長	<p>個別協議は明日でよろしいですか。</p>
峯下委員	<p>明日の第2回専門部会では、冒頭に他のご説明というか、今日の審議で話すことでもないようなご説明を差し上げた後に金額を提示する、という手順なのかなという気がします。</p>

種村委員	先に、公使の協議をやって、公労の協議をやって、と意味でしょうか。
深浦委員	いえいえ。そうではないんですね。
種村委員	こちらの考えでいけば、明日の専門部会で金額提示を出したうえで、公労・公使の個別協議を行うのが良いかなと思います。
峯下委員	賛同します。
林部会長	いずれにしても、本日のところは金額提示なしということですので、本日は、個別協議を行わないということにしたいと思います。 本日は、継続審議といたします。 次回、明日8月2日（金）の専門部会で引き続き協議を行います。
(3)その他 林部会長	「その他」事務局から何かありますか。
山本室長	今後の日程でございますが、本日は継続審議となりましたので、次回、第2回専門部会は、明日8月2日（金）午前9時30分から、この場所において開催したいと思います。 なお、この専門部会終了後に開催通知をお渡ししますのでお持ちいただければと思います。
林部会長	ありがとうございました。 何かご質問等ございませんか。 よろしいでしょうか。
各委員	<質問等なし>
林部会長	それでは、再確認いたします。 明日2日（金）午前9時30分より、第2回専門部会を8階会議室にて開催いたします。 次回も、円滑な審議運営にご協力いただきます。 本日の専門部会はここで終了となりますが、本日の会議の議事録の確認者として、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしく願いいたします。 それでは、一旦これで終わりいたします。お疲れさまでした。



